

第4節 事業関係終了に際しての処置

(事業関係終了に際しての処置)

第129条 PFI事業者は、本契約の全部又は一部が終了した場合において、当該終了部分に係る本件施設内（PFI事業者のために設けられた控室等を含む。）にPFI事業者が所有又は管理する工事材料、建設業務機械器具、仮設物その他の物件（業務受託者等の所有又は管理に係る物件を含む。以下、本条において同じ。）があるときは、当該物件の処置につき市の指示に従わなければならない。

- 2 前項の場合において、PFI事業者が正当な理由なく、相当期間内に当該物件の処置につき市の指示に従わないときは、市は、PFI事業者に代わって当該物件を処分、修復、片付けその他の適当な処置を行うことができる。PFI事業者は、かかる市の処置について異議を申し出ることができず、かつ、市がかかる処置に要した費用を負担する。
- 3 PFI事業者は、本契約の全部又は一部が終了した場合において、その終了事由のいかんにかかわらず、直ちに、市に対し、当該終了部分に係る本件施設等を維持管理するために必要な、PFI事業者の保有する全ての資料を引き渡さなければならない。
- 4 PFI事業者は、維持管理業務又は運営業務が開始している場合には、それらの業務を市又は市の指定する者に引き継ぐものとする。この場合において、PFI事業者は、当該業務の継続に必要な備品の所有権を無償で市に帰属させるものとする。なお、PFI事業者は、かかる引き継ぎが完了するまでの間、自らの負担で本件施設等の必要最小限の維持保全に努めなければならない。

(終了手続の負担)

第130条 本契約の終了に際し、終了手続に伴い発生する諸費用及びPFI事業者の清算に伴う評価損益等については、PFI事業者がこれを負担する。